

労働、消費・物価統計、小地域統計の作成と利用

1 労働統計の概要

(1) 労働力調査

完全失業率など雇用・失業情勢を明らかにすることを目的として実施されている。より詳細に把握することを目的として行われてきた労働力特別調査は平成 14 年から労働力調査に統合され四半期ごとに詳細調査として公表されている。

全国全世帯を代表させるため、国勢調査・調査区の約 3000 地区を全国から選び、約 4 万世帯（兵庫県では約 1600 世帯）を抽出し、その 15 歳以上の約 10 万人を対象に毎月末に調査する。その末日に終わる 1 週間の就業・不就業状態を調査し、母集団推計を行う。失業率はこの調査に基づく。

都道府県別の失業率等の推計結果は、調査区が少ないため誤差が大きく算出されなかったが、平成 14 年 3 月に、年平均（平成 9 年以降）の試算値が公表された。年平均でも全国値より誤差が大きく、都道府県により誤差が異なるので、利用にあたっては注意が必要である。

結果は男女別、年齢 5 歳階級別人口を基準として算出される。

○労働力人口比率

労働力人口比率は 15 歳以上の人口のうちどれだけが労働の意思と能力を有するかを見るものである。長期的な労働力の構造変化を見るのに利用される。

$$\text{労働力人口比率 (\%)} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

○完全失業率

①調査期間中に就業していなかった、②就業する意欲がある、③調査期間中に求職活動や開業の準備をしていた者をいう。完全失業者とは、労働力人口のうち実際には活用されていない人々である。その割合を示す完全失業率は人的資源の活用の度合いを示す指標である。

月末 1 週間において仕事をした（従業者）

仕事をしなかった 仕事を休んでいた（休業者）

仕事を探していた（完全失業者）

家事や通学等をしていた（非労働力人口）

$$\text{完全失業率 (\%)} = \frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

平成 25 年 1 月以降の調査項目の変更

- ・ 有期の契約、無期の契約に分割、非正規雇用形態別人数公表（四半期→毎月）、非正規雇用理由を追加（本意型・不本意型別人数把握）→非正規雇用者の実態を詳細把握
- ・ 年間総実労働時間を把握：月末 1 週間就業日数、月間就業日数を追加
→ILO が求める年ベースの総実労働時間の推計が可能
- ・ 就業希望者の非求職理由：出産・育児のため、介護・看護のために分割、四半期集計
→少子高齢化、ワーク・ライフ・バランスの進展に対応

(2) 毎月勤労統計

雇用、給与及び労働時間について、常用労働者5人以上の事業所を対象とし、全国調査においてはその全国変動を、地方調査においては県別の変動を毎月明らかにする。

常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち、兵庫県では厚生労働大臣の指定する約1,180事業所について調査を行っている。全国調査、地方調査、特別調査があり、事業所を無作為に抽出し、賃金や労働時間を調査して母集団を推計する。

① 選定方法

(a) 第一種事業所（常用労働者30人以上）

厚生労働大臣が事業所・企業統計調査の名簿に基づき、産業、従業者規模別の層化抽出法により無作為抽出する。

※部分入れ替え方式の導入（平成30年1月分調査から）

従来、調査対象事業所のうち30人以上事業所は、2～3年ごとに新たに無作為抽出した事業所に総入れ替えを実施していたが、平成30年からは毎年1月分調査で一部を入れ替える方式に変更。

(b) 第二種事業所（常用労働者5～29人）

厚生労働大臣が事業所・企業統計調査の基本単位区、事業所の層化2段階抽出法により無作為に抽出する。

標本事業所の交替：調査区を3組に分け、各組は18ヶ月連続して調査し、半年ごとに調査事業所全体の1/3について交替を行う。（ローテーション方式）

(c) 対象数（兵庫県分）（2020年）

	全国調査	地方調査
第一種	485	670
第二種	510	510
計	995	1,180

- ・ 事業所規模30人以上の事業所は、約3年毎に調査事業所の抽出替えを行っており、平成24年1月に抽出替えを実施し、この抽出替え等に伴う新旧調査結果のギャップを調整するため、これまで公表されてきた指数を改訂している。
この期間内に2回行った第一種事業所の抽出替え（平成24年1月分）に伴うギャップ等を修正している。
- ・ 増減率は、ギャップ修正した指数をもとに算出しており、実数については改訂しない。
原則として時系列比較は、指数によるのが望ましい。
- ・ 実質賃金指数算出のための消費者物価指数は「神戸市の持家の帰属家賃を除く総合」指数を使用している。
- ・ 平成17年1月分結果から、第11次改訂の日本標準産業分類に基づき月次の公表が行われた。（9大産業→14大産業）。平成22年1月分から第12次改定分類で表章されている。
- ・ 製造請負業の従業者は製造業ではなく、その他事業サービス業に格付される。
（製造業過小、サービス業は過大）

② 調査項目の概念

(a) 常用労働者

期間を定めずに、又は1カ月を越える期間を定めて雇われた者、あるいは、臨時又は日

雇労働者で、調査月の前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。
正社員等のフルタイム労働者、パートタイム労働者、又は長期のアルバイト等
事業主又は法人の代表者、無給の家族労働者は、常用労働者とは扱わない。

※平成30年1月定義変更：常用労働者とは以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①期間を定めずに雇われている者、②1か月以上の期間を定めて雇われている者
- ③臨時又は日雇労働者で前2カ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者は除外

(b)パートタイム労働者

常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者あるいは、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

(c)現金給与額

賃金、給与、手当、賞与、その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うもののうちで、通貨で支払われるもの。

所得税などの税金、社会保険料、貯金、組合費、購買代金などを差し引く前の総額。

現金給与額＝きまって支給する給与＋特別に支払われる給与

(d)きまって支給する給与

労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則など、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のこと。

基本給・本俸、家族手当、通勤手当、業績手当、超過勤務手当など。

(e)特別に支払われた給与

現金給与のうちきまって支給する給与以外のもので、一時的又は突発的理由により支給される給与や賞与など

(f)所定内給与

きまって支給する給与のうち、超過労働給与以外のもの。

超過労働給与：所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与であり、時間外手当、早期出勤手当、深夜労働手当、休日出勤手当など

(g)実労働時間数：調査期間中に労働者が実際に労働した時間。休憩時間は給与算定の有無にかかわらず除く。ただし、運輸関係労働者の手待時間は含まれる。

総実労働時間＝所定内労働時間＋所定外労働時間

- ・所定内労働時間：事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻～終業時刻の時間
- ・所定外労働時間：早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤などにおける労働時間

(h)常用雇用指数

基準年の常用労働者（期間をきめず、または1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者）数を100として指数化したもの。

企業が雇用の調整を行う場合、労働時間→パートタイマーや臨時工→常用労働者の順に増減するのが普通であり、景気動向指数の遅行指数とされる。

(i)所定外労働時間

所定外労働時間（超過勤務時間）は景気の動向に敏感に反応するので景気動向指数の一

致指標として用いられる。

(3) 指数の改訂

基準年の変更に伴う改訂（基準時更新）、30人以上規模事業所（第一種事業所）の抽出替えに伴う改訂により過去に遡って改訂する。毎年12月分指数作成時に、年間の事業所の新設、廃止、規模の異動及び産業の変更を反映させるため過去1年分の指数の中間補正が行われる。

①基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行う。この基準時更新では、作成している指数の全期間にわたって改訂を行う。ただし、実質賃金指数を除き、増減率を改訂しない。

②第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

本調査では、定期的に、第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入れ替え）を行ってきており、調査結果に時系列的なギャップが生じるおそれがある。このため、修正する処理を適宜行うことでより正確な時系列比較を行うことが可能と考えられるときは、指数を修正することとしている。この修正を通常、**ギャップ修正と呼んでおり、原則として、第一種事業所の抽出替えに併せて実施している。**

賃金水準が低い新設事業所や30人以上の規模に成長した事業所について完全に補正されないため、標本抽出替え後、時間が経過するにつれ統計精度が低下するためである。

(a)ギャップ修正の考え方

- ・調査対象である事業所を数年間固定していることから、調査対象の陳腐化（相対的に開設時期の古い事業所ばかりが対象となり、新設された事業所の状況が反映されにくい等の問題点がある。）により、集計結果が母集団（現実の全事業所）の状況から少しずつずれていく。このずれは、前回のギャップ修正以降に生じたもので、一定の割合で累積していく。したがって、ギャップ修正はこのずれを少しずつ調整する。

(b)平成29年1月分調査のギャップ修正例

「平成26年経済センサスー基礎調査」の結果が公表されたことに基づく第一種事業所の抽出替えを平成29年1月分調査において行ったことに伴い改訂が行われた。

それに併せて、これまで集計に用いている母集団労働者数を、平成21年経済センサスー基礎調査に基づく労働者数から平成26年調査に基づく労働者数に変更する。その結果、労働者の産業構成の変動によるギャップと新旧の調査結果のギャップを修正した。

記入者負担軽減のため調査対象事業所の抽出替えを定期的実施している。第二種事業所は一度に1/3ずつ抽出替えするため、データの連続性に影響を与える場合がある。

区分	常用労働者	調査対象事業所	抽出替えの状況
第一種事業所	30人以上	640	2～3年に一度
第二種事業所	5～29人	510	1/3ずつ6ヶ月ごと 期間は18ヶ月

- ・常用労働者は、一般労働者とパートタイム労働者とからなっている。事業所の抽出替えの際に、一般的に賃金水準が低いパートタイム労働者の比率が変動（上昇）すると、一人当たり常用労働者の賃金の変動（低下）する場合がある。

(4) 職業安定業務統計

①有効求人倍率

全国の職業安定所と出張所の求人と求職件数をもとに算出している。
分母を求職者、分子を求人者で計算し、有効求人倍率は前月から繰り越された求人・求職に、当該月の新規求人・求職件数を足して算出し、パートやアルバイトも含む。

新規の求人・求職件数のみを算出したのが新規求人倍率であり、景気の動向とほぼ一致した動きをとる。

一方、新規求人倍率は、景気の先行きに敏感に反応するといわれるが、最近では職業安定所を通さない就職が増加していることに注意する。

②求人倍率

公共職業安定所（ハローワーク）で扱う求職者数及び求人数のデータから1人の求職者に対してどれだけの求人があるかを示す指標である。

- ・有効求人倍率＝有効求人数／有効求職者数（倍）
- ・新規求人倍率＝新規求人数／新規求職者数（倍）

新規求人：その月に受け付けた求人

有効求人＝前月から未充足のまま繰り越された求人＋新規求人

新規求職：その月に受け付けた求職申し込み

有効求職＝前月から繰り越して引き続き求職している者＋新規求職者

充足率：求人の中のどれだけ充足したかを示す指標

充足率＝充足数／新規（有効）求人数×100（％）

就職率：求職のうちどれだけ就職したかを示す指標

就職率＝就職件数／新規（有効）求職者数×100（％）

③職業安定統計データの留意点

- ・ハローワークにおける労働需給の状況をあらわす統計であり、民間の職業紹介件数は含まれない。
- ・雇用環境が悪化し求職者が求職活動を断念すると求人倍率が見かけ上、上昇する場合がある。複数のハローワークに求職申し込みすると統計上求職者が実勢より多くなる。
- ・職業安定統計は新規学卒者が除かれており、職業安定所を通じた求人、求職による数値のため労働力需給の全体像の把握には限界がある。

(5) 就業構造基本調査

国民の就業及び不就業の状態を調査することにより、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得るために実施される。

- ・労働力調査が月末の1週間の就業・不業者（特定の期間内の状態）を把握しているのに対し、この調査は平常の就業・不就業状態を把握する。
15歳以上人口を有業者・無業者に分類し、臨時的にしか仕事をしない者は無業者に入る。
- ・労働力調査よりサンプルが多いため信頼度の高い情報が得られ、就業・不就業に関する意識、転職の実態がより詳細にわかる。

①調査対象・区分

- ・15歳以上の世帯員に関する事項（全員、有業者、無業者）
- ・世帯に関する事項（15歳未満の年齢別世帯人員等）

②調査の地域（平成29年調査）

平成27年国勢調査 調査区のうち、総務大臣が指定する約33,000調査区

(うち兵庫県 870 調査区、約 13,900 世帯、約 33,000 人)

(a)就業状態：15 歳以上の者を、ふだん就業・不就業状態により区分する。

- ・ **有業者**：ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（平成 14 年 10 月 1 日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者。なお、家族従業者は、収入を得ていなくても、ふだんの状態として仕事をしていれば有業者とする。
- ・ **無業者**：ふだん収入を得ることを目的として仕事をしていない者。ふだんまったく仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者。
- ・ **産業**：産業は、就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類による。ただし、労働者派遣法に基づく人材派遣企業からの派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類による。日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂）に基づき集約されている。
- ・ **職業**：職業は、就業者が実際に従事していた仕事の種類により分類項目による。日本標準職業分類（平成 21 年 12 月改訂）に基づき集約されている。

(6) 労働関連指標

①労働投入量指数：生産活動にどれだけの労働力が利用されたかを測る指標

人数ベース	何人が働いたか	1 日に 8 時間働く一般労働者、3 時間働くパートタイマーでも同様に 1 人でカウントされる
マンパワーベース	何人が何時間働いたか	労働時間の差が明示的に示される

・ **8 時間換算雇用者数**：

常用雇用者のうちパート・アルバイトなどの 1 日の延べ労働時間を 8 時間で割った値特にサービス産業における雇用の実態をあらわす指標として使用される。

②労働生産性指数：単位労働力当たり（就業者 1 人当たり、1 時間当たり）の生産量

- ・ 産業により労働生産性が異なるため労働投入量が多い産業がそれだけ生産が多いとは限らない。
- ・ 単位労働力当たりの生産量で技術進歩などによって労働生産性が高まると労働投入量の伸び以上に生産を増やすことができるようになるため所得の向上がもたらされる。

③労働分配率

- ・ 生産活動によって得られた付加価値のうち労働者がどれだけ受けとったかを示す指標一般的には、国民所得に占める雇用者報酬の比率が用いられる。
- ・ 国民所得（国民経済計算）には自営業主や家族従業者といった雇用者以外の所得も含まれているため自営業主や家族従業者数の増減によって比率が変化する。

労働分配率の定義

a	1 人当たり雇用者報酬 / 就業者 1 人当たり国（県）民所得
b	雇用者報酬 / （雇用者報酬 + 法人企業所得）
c	雇用者報酬 / （国（県）民所得 - 個人企業所得）
d	1 人当たり雇用者報酬 / 就業者 1 人当たり GDP
e	雇用者報酬 / 国（県）民所得
f	人件費 / （人件費 + 経常利益 + 支払利息・割引料 + 減価償却費） （法人企業統計）
g	人件費 / 付加価値額 （主要企業経営分析）

○問題点

SNA 統計における雇用者報酬の中には自営業種、家族従業者以外の所得が含まれている。個人企業においては雇用者報酬と営業余剰の区分が不明確である。雇用者の中には、営業余剰を生み出さない政府部門で働いている者が含まれる。
資料：総務省「労働力調査」、内閣府「国民経済計算」、財務省「法人企業統計」、日本銀行「主要企業経営分析」

④労働の質指標

労働投入量によって大きさを測ることができる

例：賃金の学歴、勤続年数別格差等（賃金構造基本統計調査）

2 消費・物価統計

(1) 家計調査の概要

①調査の概要

国民生活における家計収支の実態を明らかにするために実施される。

- ・対象地域：消費者世帯（学生単身者、社会施設等の入所者を除く）を対象に県下5市1町（神戸市・姫路市・西宮市・伊丹市・洲本市・たつの市）（平成30年4月1日現在）毎月266世帯で実施（うち単身世帯26世帯）
- ・調査方法：毎月（調査後は交替）調査は二人以上の世帯（6ヶ月間）、単身世帯（3ヶ月間）が家計簿を継続して記入する方法による。

- (a)対象地域：消費者世帯（学生単身者、社会施設等の入所者を除く）を対象に県下5市1町（平成30年4月1日現在）
- (b)選定方法：層化3段抽出法（市町、単位区、世帯）により乱数表（調査世帯抽出番号表）を用い無作為に選定する。全国では、168市町を抽出し、学生の単身世帯を除く約8,800世帯（兵庫県では266世帯、うち寮6世帯を含む単身世帯26世帯）である。
- (c)調査方法：毎月（調査後は交替）調査は二人以上の世帯（6ヶ月間）、単身世帯（3ヶ月間）が家計簿を継続して記入する方法による。
- (d)調査票と結果
世帯区分・地域・収入階級別に1世帯当たり1ヶ月の収入金額（収入は勤労者世帯のみ）を実数と対前年同月比で表す。（表章地域：神戸市、京阪神、近畿など）

調査票の種類	調査事項	調査時期	記入者
家計簿	収入（勤労者世帯及び無職世帯） 支出（全世帯）	毎月（1期）1～15日 （2期）16～月末	世帯
年間収入調査票	年間世帯（全世帯）	記入開始後1ヶ月目後半	世帯
貯蓄等調査票	貯蓄、負債の保有状況等に関する事項（二人以上の世帯のみ）	定期交代後3ヶ月目前半	世帯
世帯票	世帯、世帯員、住居に関する事項	家計簿記入開始前	調査員

②世帯のとりえ方

総世帯

二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）

農林漁家世帯

全世帯 勤労者世帯（世帯主が勤労者の世帯）

勤労者世帯以外の世帯

- ・個人営業世帯（世帯主が商人、職人、個人経営者の世帯）
- ・その他の世帯（世帯主が法人経営者、自由業者、無職などの世帯）

単身世帯（農林漁家世帯を含む）

○調査データの留意点

- ・標本数の少ない地域別分類や購入頻度の少ない品目（自動車、家具）のデータは誤差が大きい。
- ・1品目1銘柄であるため特定の銘柄の価格変動が反映される。

③家計調査の利用

(a)消費全体の動向を知る

- ・個人消費はGDPの約6割を占め、その動向が景気に及ぼす影響が大きいため消費動向の（マクロ経済の）景気判断の指標となっている。
- ・日々家計簿に記入された内容が詳細に集計され、品目別消費の動きが明らかになるため個々の商品の需要予測といったミクロ的な分析にも利用される。

(b)消費動向の地域差を見る

- ・消費支出の構成比の変化や、支出費目別の変化をみることにより、消費動向の経年変化や地域差をとらえることができる。
- ・標本数の少ない地域別分類や、購入頻度の少ない品目（自動車、家具）のデータは、誤差が大きいことに注意する。

(c)マーケティング調査に利用

日別支出（用途分類、品目分類） 日別の消費動向をチェック
世帯別（1人世帯、2人世帯等）消費支出額の時系列変化

(d)消費者物価指数の算出の基礎資料（指数品目の選定、ウェイトの算出）

⑤家計調査から算出される指標等

(a)エンゲル係数：家計の消費支出に占める飲食費の割合。生活水準を計る一つの目安で、所得の高い家庭ほど飲食費の家計に占める割合が低くなる傾向がある。

$$\text{エンゲル係数} = \frac{\text{食料}}{\text{消費支出}} \times 100$$

(b)準生計費の推計（人事院、県人事委員会算定）

一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、費用別、世帯人員別に算定される。

(c)その他の指数・比率

- ・消費水準指数：消費支出額から世帯人員の変化や物価変動による影響を除いて指数化したもの、生活水準をみる指標である。月々の1世帯当たりの消費支出金額を4人世帯及び30.4日（365日÷12か月）の金額に調整した後、平成27年平均を基準として指数化しさらに、消費者物価指数で除して実質化したものである。
- ・平均貯蓄率：可処分所得に対する貯蓄純増の割合。

$$\text{平均貯蓄率} = \frac{(\text{預貯金} - \text{預貯金引出}) + (\text{保険掛金} - \text{保険取金})}{\text{可処分所得}} \times 100$$

- ・ **平均消費性向**：可処分所得に対する消費支出の割合。

$$\text{平均消費性向} = \frac{\text{消費支出}}{\text{可処分所得}} \times 100、\text{可処分所得} = \text{実収入} - \text{非消費支出}$$

(2) 家計消費状況調査 (2002年1月から総務省が実施)

① 特徴

調査項目を高額商品・サービスへの消費支出と情報技術関連消費支出の64品目に限定調査世帯数は約3万世帯に拡充されている。特定の品目に対する購入金額のほか、支出総額も併せて調査されているため個人消費全体の動きを把握することが可能である。支出総額を直接回答するものとなっているため信頼性にやや問題がある。

② 家計調査との関連

家計調査は家計が行った財、サービスに対するすべての支出をカバーしている。調査世帯数が約9000世帯と限られていることから個人消費の実態を必ずしも反映しない場合があるとの指摘がある。サンプルバイアスにより実態より下振れしている可能性が指摘されている。あらゆる品目の支出を家計簿に記入し消費支出全体を集計している。

(3) 消費者物価指数 (CPI: Consumer Price Index)

① 消費者物価指数の概要

一般家庭が購入する商品やサービスの価格変動をみるため、消費生活上重要な支出の対象となる商品及びサービス(食料、被服、家事用品、諸雑費など)の価格又は料金を調査して消費者物価指数を作成する。

- ・ **総合指数**
- ・ **生鮮食品を除く総合指数**
- ・ **10大費目指数**
 - ①食料、②住居、③光熱・水道、④家具・家事用品、
 - ⑤被服及び履物、⑥保健医療、⑦交通・通信、⑧教育、⑨教養娯楽、⑩諸雑費
- ・ **表章地域**：兵庫県 (※平成19年度調査をもって調査終了)
 - 地域 神戸市、阪神地区、東播磨・北播磨地区、中播磨・西播磨地区、但馬地区、丹波地区、淡路地区
 - 総務省統計局：県庁所在市(神戸市)、地方(近畿等)、都市階級(大都市、中都市、小都市A、小都市B)
 - ※都市階級は平成27年10月1日現在の人口による。
 - 大都市：政令指定都市及び東京都区部
 - 中都市：人口15万以上100万未満の市
 - 小都市A：人口5万以上15万未満の市
 - 小都市B：人口5万未満の市・町村

③ 物価とは

物価が上がる：同じ金額で買えるものが少なくなる。
物価が下がる：買えるものは増える。
→物価は経済取引の手段である貨幣（円）の価値をはかる「ものさし」である。

(a) 経済活動の大きさを知る

経済活動は貨幣の大きさを表現されるから経済活動の大きさ（たとえば給料の実質的価値）は物価を考慮することにより知ることができる。

(b) 景気の状態を知る

- ・物価は経済活動が活発になり需給が逼迫してくると上昇率が高まり、経済活動が停滞して需給が緩むと上昇率が低下する傾向がある。
- ・景気が過熱気味か停滞気味かといった**景気判断に用いられる**など「**経済の体温計**」とも呼ばれている。経済政策を的確に推進する上で重要な指標となっている。

(c) 一般家庭が日常に購入する財（モノ）、サービスの価格の推移を知る

- ・ある財（モノ）・サービスの物価指数を総合指数と比較すると、その財（モノ）の相対価格の時間を通じた変化を見ることができる。
- ・商品の機能や品質向上に伴う価格上昇分を除いた純粋な価格上昇を捉え、**一般家庭が購入する商品やサービスの価格変動をみる**。
- ・一般に「物価の動き」を見る場合には、天候等の影響により価格が変動する**生鮮食品を除いた総合指数**をみる。

③ 消費者物価指数の作成方法

一般家庭が購入する商品やサービスの価格変動をみる。消費生活上重要な支出の対象となる商品及びサービス（食料、被服、家事用品、諸雑費など）の価格又は料金を調査して消費者物価指数を作成する。

(a) 店舗選定と品目

・店舗の選定

層化3段階抽出法（市町、調査地区、事業所等）により調査区内で品目ごとに最も代表的な店舗を選定する。（兵庫県下14市1町の約220店舗）原則として毎月12日を含む週の水、木、金曜日のいずれかの日で調査する。

- ・**採用品目**：平成22年における企業間取引額が5000億円以上、産業連関表の基本分類を読み替えて採用する。

(b) 基準時及び基準時価格

- ・基準時は平成27年（暦年）の1年間で、基準時価格は、小売物価統計調査及び兵庫県消費者小売物価実態調査における小売価格の平成27年1月～12月の単純算術平均値である。ただし、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）は、出回り時期が季節により異なり、日々の価格変動が激しいため、月別ウェイトによる加重算術平均値とする。
- ・消費構造の変化を考慮して5年ごとに基準となる品目構成やウェイトを改定している。
- ・基準改定とは別に出回りの変化により調査銘柄を年2回見直している。（デジタル対応テレビ等）

(c) 価格資料と品目

- ・指数に採用する品目の価格は、小売物価統計調査及び兵庫県消費者小売物価実態調査による小売価格である。なお、人口5万人未満の市及び町では、一部の品目について調査

していないので、それらの市町の基準時価格及び比較時価格は原則として地理的に近い人口5万人以上の市の価格を用いる。

- ・国が家計の実態を調べた家計調査結果に基づいて採用した品目と同じ596品目を選定している。

(d) ウェイト

家計調査による平成27年平均の品目別支出金額から算出したウェイトを用いる。ただし、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）の中分類ウェイトは、一般の品目と同様、年間を通じて固定されているが、個々の生鮮食品については、家計調査の平成26年及び27年の月別結果を用い、月々異なるウェイトを算出している。

(e) 品質変化の調整（ヘドニック法）

<ul style="list-style-type: none"> ・金額系列に、この方法で推計した品質調整済価格指数をデフレーターとして使用する。 ・数量単位の系列に、この手法で推計した品質変化指数を上乗せさせる 同手法による品質変化を含む数量系列を直接推計する

④ 物価指数の利用

(a) 行政施策の基礎資料としての利用

区分	項目
内閣府	国民経済計算の推計（民間最終消費支出） 経済見通しや経済計画の作成、物価レポート、消費者行政の基礎資料、 景気動向指数の作成
総務省	消費者物価指数算出の基礎資料（指数品目の選定、ウェイトの算定）
財務省	各種税率や各種税額控除（所得控除等）の検討基礎資料
厚生労働省	生活保護基準の算定、各種年金制度の検討、医療費等の料金の算定、労働問題調整の基礎資料
農林水産省	農家・非農家の生活水準の比較、生産食料品の需給関係の分析
経済産業省	白書等の分析、各種産業ビジョン策定の基礎資料
人事院	標準生計費の算定、給与基準の改定、寒冷地手当算定の基礎資料
兵庫県	県民経済計算の推計（消費支出）、給与基準の改定、景気動向指数の作成

(b) 法令に基づく利用

物価変動に応じて国民年金や厚生年金などの給付水準を見直す物価スライド制が法律によって定められており、この物価を示す指標として消費者物価指数が使われている。

年金額、諸手当・給付の自動改定の基準

国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法 恩給法、児童扶養手当法、被爆者援護法
--

(c) その他の諸数値改定の基礎資料

項目	関係法令
補償金の支払いに係る修正率の算定方法	再開発法施行令（第33条の2）
土地の価格の物価変動に 応ずる修正率の算定方法	国土利用計画施行令（第10条）
損失の保障に関する修正率	土地収用法第88条の2の細項目等を定める方法（第16条）

の算定方法	
年金額の自動改定の基準	国民年金法（第 16 条の 2）、厚生年金保険法（第 34 条）、 国家公務員共済組合法（第 72 条の 2）
補償金の支払いに係る修正率の算定方法	都市再開発法施行令（第 33 条の 2）
土地の価格の物価等変動に応ずる修正率の算定方法	国土利用計画法施行令（第 10 条）
損失の補償に関する修正率の算定方法	土地収用法第 88 条の 2 の細目等を定める政令（第 16 条）

(d) デフレ対策の基礎データ（利用例）

消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く）は平成 11 年 10 月以降、下落基調が続いていた。政府は「物価の下落を伴う景気の低迷」（平成 13 年 3 月月例経済報告）という従来のデフレの定義を「持続的な物価下落」に見直した。

政府は不良債権処理の推進、金融システムの安定、貸し渋り対策等の金融的な問題の解決を中心としたデフレ対策（平成 14 年 2 月 27 日）を打ち出した。

(e) 年金等の給付見直し

法律により国民年金等の各種年金や児童手当や特別障害者手当などの給付額は物価の変動に対応して自動的にスライドするように定められている。

近年は消費者物価指数が下落しているが、不況を考慮して給付額の物価スライドを凍結（＝給付を切り下げない）する特例措置が取られている。給付額の見直しに関する議論の基礎資料となっている。

(f) マクロ経済スライド

現行の年金制度は、受給開始時の年金額は賃金上昇率にスライドし、受給開始後の年金額は物価上昇率にスライドしている。この年金改定率を、経済全体の総賃金（労働者一人あたり平均賃金×労働力人口）の伸び率にあわせて調整する仕組みである。今後は、労働力人口が減少すると予想されるため、この調整は給付減額を意味する。

(g) 公共料金の値上げ幅の制限

NTT が提供する電話等の料金は料金の改定が利用者に及ぼす影響が大きいことから上限価格規制（プライスキャップ）が設けられている。

○上限価格規制

料金水準の上限値をあらかじめ決め原則としてそれを超える料金を認めないかわりに上限値を超えない範囲であれば自由に料金設定をすることができる制度で、この上限値を決める際に消費者物価指数の変化率が利用されている。

○郵便料金引き上げ特例条件：値上げの幅が消費者物価指数等の変動率を超えないこと。

(h) デフレーター作成資料（実質値の作成資料）

家計支出など重要な経済指標を実質化（物価上昇分の除いた正味の増減分を求める）するためのデフレーターとして利用されている。実質の値は名目の値を、価格変化を表す物価指数で除することにより求められ、この際に使う物価指数をデフレーターという。

(3) 全国消費実態調査（※2019年調査から「全国家計構造調査」）

国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的として5年ごとに実施される。標本数を増やし実施されるため、家計調査データより詳細な結果が得られる。

① 調査の地域等（平成26年調査）

すべての市及び約470町村において国勢調査・調査区のうちから一定数の調査区を選定され、兵庫県では全市（基準年以降に市になった篠山市は除外）及び抽出された12町の2,244世帯で実施された。

② 選定方法

- ・甲調査：市は全市、町は層化基準に基づく数において調査世帯抽出番号を用い無作為抽出により市町長が選定した世帯（平成26年調査 2,244世帯）
- ・乙調査：家計調査の調査市町において調査世帯抽出番号を用い無作為抽出により知事が選定した世帯（同20世帯）

③ 査期日・内容

世帯：一般世帯：平成26年9月～11月、単身者：10月～11月で実施。

※「家計消費状況調査」令和元年10月・11月（2か月に変更）

- ・世帯票：家族構成、家族の年齢、就業状況、職業、現在住んでいる住居及び土地、現住居以外の住宅及び土地などについて9月1日（単身世帯は10月1日）現在で調査する。
- ・家計簿：日々の収入、支出、預貯金の出し入れなどについて、9月から11月の3か月間（単身世帯は10月から11月の2か月間）調査する。
- ・耐久財等調査票：耐久消費財の所有数及び取得時期などを10月末日現在で調査する。
- ・年収・貯蓄等調査票：年間収入、貯蓄・負債の状況を11月末日現在で調査する。

④ 関連用語等

(a) 収入（＝実収入＋実収入以外の収入＋繰入金）

- ・実収入：勤め先収入や事業収入、内職収入、財産収入、社会保障給付など実質的に資産の増加となる収入を集めたもの
- ・実収入以外の収入：預貯金引出、有価証券売却などの資産の減少、あるいは借入金、月賦など負債の増加となる収入を集めたもの
- ・繰入金：月初めの手持現金残高

(b) 支出（＝消費支出＋非消費支出＋実支出以外の支出＋繰入金）

- ・消費支出：いわゆる生活費（実支出＝消費支出＋非消費支出）
- ・非消費支出：税金、社会保険料などの支出を集めたもの
- ・実支出以外の支出：預貯金、借金返済など資産の増加あるいは負債の減少となる支出を集めたもの
- ・繰越金：月末の手持現金残高
- ・移転収入＝受贈金＋仕送り金
- ・移転支出＝贈与金＋仕送り金

(5) 消費物価統計の留意点

①物価水準の変化要因の抽出

- ・デフレの進展（アジア地域からの低価格品家電、雑貨などの輸入）
- ・原油高の影響（ガソリンなどの高騰）
- ・台風等の災害の影響（生鮮野菜などの高騰）
- ・

②消費構造動向の抽出

- ・サービス支出のウエイトの高まり（女性の社会進出）
- ・価格志向の高まり（低価格志向、本物・高級品志向の二極化）
- ・独身者や単身高齢者世帯の消費生活
- ・天候要因・曜日要因（猛暑、暖冬など異常気象）

③物価に対する実感の違い

消費者物価指数は「平均的な家計」の消費構造をみる

消費実感は千差万別の支出構造を持つ個々の世帯の事情を反映するため

④消費動向の変化→「世帯当たり」（家計調査）から「1人当たり」で見る

- ・高齢化や少子化の影響により家計の消費行動が世帯構成員により決定されるため

3 小地域統計と地域づくりへのデータ活用

一般に、市区町村の行政区画よりも小さな地域単位で集計された統計を「小地域統計」という。現在、公開されている統計情報の多くは、市区町村を最小単位としているが、これでは圏内のどこに人口や店舗が集中し、どこが衰退しているのか、地域の多様な状況読み取れない。小学校区や中心市街地など特定地域における人口・世帯の分布パターンや事業所・店舗の状況などをとらえるには、もっと小さな単位に集計しなおす必要がある。

（1）小地域の集計単位の概要

①町丁・字別：おおむね市区町村内の△△町、○○丁目、字□□に対応している。

現在、総務省統計局のホームページから2000年、2005年及び2010年の国勢調査および2001年、2006年の事業所・企業統計調査及び2009、2014年経済センサス基礎調査のデータ（「小地域」と記載）がダウンロードできる。ただし、調査を実施時に設定された基本単位区を境域としているため、住居表示等と必ずしも一致しない場合がある。

②小学校区別：町丁・字別データや基本単位区データから該当分を抽出して集計する。

③メッシュ統計：国土を緯線・経線で網の目状に区切った単位。行政区域にかかわらず、ほぼ同一の大きさ・形状のため、地域メッシュ間の時系列比較が容易にできる。

現在、統計局HPから2000年、2005年、2010年の国勢調査および2001年と2006年の事業所・企業統計調査、2011年経済センサスの1kmメッシュデータがダウンロードできる。

④農業集落：市区町村区域の一部において、農業上形成されている自然発生的な地域社会。10年ごとに「農業集落調査」があり、現在、統計局HPから2005年、2010年のデータ（農家戸数、販売金額、地域資源など）がダウンロードできる。

ただし、小地域統計は、母集団の規模が小さいので、少数の特徴的なデータに全体が引っ張られ、極端な値や傾向を示すこともあるので、注意が必要である。

また、集計過程で、ある区分に該当する客体数が少なく個別情報が判明する恐れがある場合には、秘匿処理が行われる。特に産業別の地域分析では、対象地域が小さくなればなるほど、多くのデータが秘匿となり、事業所数以外の数値が得られないこともある。小地域のデータ比較では、関連指標によりデータを新たに推計したり、秘匿値を含む一部のメッシュデータでは、推計値を加工して作成したりする必要がある。

何を検証するかで、どの単位の小地域統計を使えばいいか、おのずと決まってくる。例えば、町丁・字別というごく小さな単位は、人口構成や世帯状況の変化を見るのに適しているが、事業所や商業の実態を調べるには向いていない。

また、人口も時系列トレンドを見る際には、人口規模が小さ過ぎると不規則変動が起こりやすいため、人口動態統計としては10万人以上の規模で分析するのが適当とされている。経済圏は、県民局など行政の地域ブロック単位や江戸時代の国（藩）の単位で見ることが多い。

（２）小地域統計の概要

①小地域統計の概要

公的統計は、一般的に都道府県及び市区町村という行政地域を単位として集計されている。統計情報は、人口、世帯数（「国勢調査」）、事業所数、従業者数（「事業所・企業統計」）等であり、基盤地図情報は、基準線、海岸線、公共施設の境界線、行政区画などである。これらの情報を併せることにより中心性、拠点性など地域の特徴を把握することができる。全地域における現象の合計値に対する部分地域の現象の値、2時点間の人口分布の比較も可能となる。

地域データ比較の視点として、点比較は、特定の地点であり、分布の中心などの位置や場所である。質的属性では工場、量的属性では人口があげられる。線比較は、線状のもの、場所間の相互関係である。質的属性は鉄道や行政境界など、量的属性は等高線や人口移動などである。面比較は、共通の特徴を持つある地区である。質的属性は建物や田畑など、量的属性は人口密度などである。

また、地域を類型化することにより、自然増減や社会増減などの人口動態や高齢化率など人口構造の特徴をみることができる。市役所（町役場）、医療機関、金融機関、商店街、鉄道駅など都市機能が集まっている中心部、中心市街地の周辺、世帯数が増加傾向を示す準中心部、中心部、準中心部以外の一般地域という区分で分析することができる。小地域データを用いると比較データが豊富になり、市町単位で比較データとは異なったテーマとの関係を見いだすことができる。データ項目間の分布パターンや時系列トレンドを明らかにすることにより、地域の実態をより詳細にとらえることができる。

「国勢調査」など多くの統計調査結果の地域表章は、最小単位が市区町村であるが、きめ細かい行政施策には更に小さい単位での地域の情報が必要となる。このような統計需要に対応するため、町丁字別、小学校別、旧市町村別に集計表章した統計、距離や緯経度で分割した単位で集計するメッシュ統計がある。

集計地域でみると、町丁字別は小地域集計で用いられる単位の一つである。小学校別は町丁・字別または基本単位区データから該当分を集計する。このほか、市町村別集計、距離や緯経度で分割した単位で集計したデータであるメッシュ統計がある。

②基本単位区別集計

基本単位区は、小地域統計の充実を図るため、結果表章の最も小さい地域単位である。これは境界を固定した区画で、調査区より規模が小さく、概ね2つの基本単位区を組み合わせて国勢調査の調査区が設定されている。これは学校区、町丁字など市町村を細分

した地域についての結果を利用できるようにするため導入された地域単位で、概ね 25～30 世帯で構成されている。

国勢調査では、全市区町村について全数により基本的な事項を基本単位区、これは基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区である。基本単位区データの集計結果をまとめることにより行政区、学校区、町丁字別などで集計することができる。この基本単位区は、国勢調査の調査区設定の基礎単位地域とするとともに国勢調査結果の集計上の恒久的かつ最小の地域単位として利用するため、1990 年「国勢調査」から導入された。区画方法は、街区方式による住居表示（○県○市○町○番○ー○街区番号ー住居番号）を実施している地域については原則として街区としている。街区は、人口の集中している地域（市街地）について市区町村内を町丁字単位に分け、更に道路、河川等によって区画し、番号化している。統計データの地域区分について整理したものであり、基本単位区の集計値は、地域メッシュデータの作成に利用されている。

表 統計データ地域区分

区 分	内 容
基本単位区	住居表示実施地区：一つの街区 住居表示未実施地区：道路、河川、鉄道などで区切られた範囲
町丁字	市区町内の町、丁目、字に対応した地域で基本単位区コード（9 桁）先頭 6 桁が対応
市区町	行政区域（兵庫県下 29 市 12 町、2010 年 4 月現在）、市区町番号により区分
都道府県	行政区域（47 都道府県）、都道府県番号により区分

③人口集中地区別集計

市の中心部を含めた都市部をあらわす人口集中地区は、一定の基準により都市的地域を定めたものである。その基準は市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区、すなわち原則として人口密度が 4000 人以上/1 平方キロメートルが隣接して、その人口が 5000 人以上となる地域である。

準人口集中地区は、人口密度の高い基本単位区が隣接していて、その人口が 3000 人以上、5000 人未満の地域である。ただし、大都市である政令指定都市において準人口集中地区が各区の境界を挟んで隣接し、その合計人口が 5000 人以上になっても人口集中地区とはしていない。準人口集中地区は、人口集中地区と同様、人口密度の高い基本単位区等、すなわち人口密度 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区が市区町村の境界内で互いに隣接しているが、その人口規模の点で人口集中地区の基準に満たずこれに準ずるとみなされる場合、すなわち総人口が 3,000 人以上 5,000 人未満である。

また、地域分析の区分として利用される大都市圏は、中心市は東京都特別区及び政令指定都市である。このうち、都市圏は大都市圏に含まれない人口 50 万以上の市であり、周辺市町村は大都市圏及び都市圏の中心市への 15 歳以上通勤・通学者の割合が当該市町村の常住人口の 1.5%以上であり、かつ中心市と接続している市町村をいう。

「国勢調査」の集計結果は、主として都道府県及び市区町村という行政地域を単位として集計・利用されており、このうち、市及び区はまとめて市部として都市的地域、町や村は郡部として農漁村的地域を表すものとして使用されている。しかし、市町合併により市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになった。特に 2005 年前後の市町合併により旧郡内地域が市となったため、市部の面積が広大となったため、新市のデータで見ると人口密度は低下し、従来、イメージされていた都市的地域としての

特質を必ずしも表さなくなったため注意が必要である。

④地域メッシュ別集計

地域メッシュ別集計は、経緯度に基づき地域をすき間なく網の目の区域に分けて、それぞれの区域に関する統計データを編成したものであり、基本単位区データをもとに作成されている。これは、地域を距離や緯経度で分割して地域表章単位とし、その単位ごとに統計数字を表したものであり、地図上で縦横等間隔に区分、または緯度・経度に従って区分する。座標系は、地球上の位置をX軸とY軸の座標組み合わせで表示する地図情報で、緯度経度座標系や平面直角座標系などがあり、主に地理情報システム等で活用されている。地球上の位置を経度・緯度で表わすための基準を測地基準系といい、地球の形に最も近い回転楕円体で定義されている。従来使用されてきた測地基準系は日本測地系であるが、新しい測地系である世界測地系は、高精度で測る技術や人工衛星観測による科学的知識に基づいて設定された世界共通に使える測地基準系である。異なる基準があるため、縦横等間隔メッシュは、基準点の取り方や緯度の異なる地域では接続が困難になる。メッシュデータは行政区画とは無関係に線引きされるので、行政データと比較ができない。

また、緯経度の基準となる測地基準には、世界測地系と日本測地系の2種類あり、データの比較には注意を要する。メッシュデータは測地系が異なると、各メッシュが数百メートルずれるので、他の年次や国勢調査と事業所統計などデータのメッシュ単位の直接の比較ができない。2001年に測量法が改正され、メッシュ統計データは、従来の日本測地系からGPS等で測定した世界測地系に移った。なお、1995年及び2000年の「国勢調査」のメッシュ統計は世界測地系と日本測地系の2種類作成され、2つの測地系データについて時系列データの組み換えに使うことができる。

地域メッシュ統計のメリットとしては、メッシュの形状がほぼ正方形であることから位置の表示が明確であるため、距離に関連した比較分析が可能である。位置の表示が明確なことから、コンピュータによる地図化が容易である。比較分析では、メッシュの変化である点の変化、地域経済圏における各メッシュの位置づけの変化である面の変化、売上額などメッシュ間の比較である点間の変化が用いられる。小地域統計の利用により中心部の細部の状況など多くの情報がわかる。市町という行政単位で一律に見るものが、細かい地域単位でみることにより、小地域によるデータの違いが明らかになる場合があり、個別テーマによる発想の転換が期待できる。市町別データを時系列で分析する場合、市町合併や市町の境界変更などについて確認する必要がある。市町中心部は中心部の定義づけが必要となる。合併前の旧市町は都市部、農村部が比較的区分されているが、合併後は旧市町別には表されない。

表 地域メッシュ区分データの概要

項目	区分
第1次地域区画	緯度：40分、経度：1度、1辺：約80km、20万分の1地勢図対応
第2次地域区画	緯度：40分/8(5分)、経度：1度/8(7分30秒)、1辺：約10km
第3次地域区画	緯度：40分/80(30秒)、経度：1度/80(45秒)、1辺：約1km
2分の1地域メッシュ	第3次地域区画を緯線方向、経線方向に2等分してできる区域、経度(15秒)、緯度(22.5秒)、1辺：約500m
4分の1地域メッシュ	2分の1地域メッシュを緯線方向、経線方向に2等分してできる区域、経度(7.5秒)、緯度(11.25秒)、1辺：約250m
8分の1地域メッシュ	4分の1地域メッシュを緯線方向、経線方向に2等分してできる区域、経度(3.75秒)、緯度(5.625秒)、1辺：約125m

(資料) 総務省統計局資料より作成 (<http://www.stat.go.jp/data/mesh/gaiyou.htm>)

地域づくりの資料には、3次メッシュ（約1km四方）以下のメッシュを用いることが多い。都市部は、より小さな町丁目単位で統計が集計されているが、農村部など都市部以外の地域は、多くの統計が字単位で集計されていて、都市部の町丁目単位の集計よりも広い面積となっているため、調査地域内の違いを、正確に把握できない場合がある。字領域に比べ4次メッシュ約500m四方メッシュの方が小さくなっている。

地域メッシュ区分データの概要は表8のとおりであり、第2次地域区画は2万5千分の1地形図に対応し、第3次地域区画は、2次商圈推計等に、2分の1地域メッシュは、1次商圈推計等に利用されている。

（3）小地域統計の活用

①小地域統計利用の留意点

小地域統計は、地域づくりの基礎データとして用いられている。地域づくりの議論をするとき、まちの範囲のイメージを統一することが必要である。生活状況、様式が異なるため、まちの範囲のイメージは、隣保、小学校区、中学校区など人により異なる。合併により行政上の市域が拡大している。たとえば、新豊岡市は、1市5町（旧豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町）が合併したが、旧町の住民は長く旧町時代が続いているため、新市データのイメージとズレが指摘されている。新市データは、旧市町を集計した平均的なデータになるため、住民が旧市町ベースデータから見た実感とのズレが拡大ためである。また、一般的にデータはルールに基づき収集、集計されたものであり、一般的に使われている言葉と統計上の分類で使用されるデータでズレが生じる。たとえば、大型店は売場面積と従業員数で特定されるが、全国一律のルールで把握されるため、地域によりとらえ方が異なるため、実感としてズレが生じる場合がある。年代とともにとらえ方が変わるため、特に長期時系列データを利用する場合、市町名や町丁字名の名称変更や市町間の統合や再編などに留意する必要がある。

小地域統計からよりマイクロデータに近い動きをとらえることができる。地域内外の移動についてその要因は、自宅から事業所への通勤、自宅から学校への通学などである。たとえば、生活面で見ると、小売店での買い物、金融機関、行政機関、医療機関などである。これらの要因から地域データから見えてくるもの、小地域データには、標本数の制約からデータは見られないがデータ加工などをすれば見えてくるもの、地域を見る上でふさわしい集計データの範囲は、たとえば、人口規模は、1千人、5千人、1万人、5万など人口規模で見極めることができる。

集計データの区分として、市部、郡部の区分があり、市部は東京都区部を含む市の区域を合わせた地域で都市的地域をあらわすものとして利用されている。郡部は町村の区域を合わせた地域で農山漁村地域をあらわすものとして利用されている。市町合併が進み、旧郡が一つの市という地域では、都市的地域、農山漁村地域の色分けがあいまいとなっている。時系列データで増減基調であるトレンドをみると、人口規模が小さい場合、特定の要因により大きくデータが変動することがあり、不規則変動が起りやすいため、単年でデータを見る場合は、人口動態統計では一定規模、例えば10万人以上の規模のデータみることが多い。「家計調査」（総務省）では標本設計の関係で県庁所在地別集計結果が公表されているが、それでも、標本数が少なく、月次の実数や増減率は標本誤差による変動が大きく、データ利用は困難である。年平均データでは、ある程度の標本数が確保されるため比較的安定したデータが得られるため、地域単位のデータは年単位データの利用が多い。

表 まちのデータカルテ例 (〇〇地区) (〇〇年〇月〇日作成)

項目	データ例	対前回比	区分	調査日	資料
総人口	人	%		2015. 10. 1	国勢調査
世帯数	世帯	%		2015. 10. 1	国勢調査
事業所数	事業所	%		2016. 6. 1	経済センサス
従業者数	人	%		2016. 6. 1	経済センサス
潜在扶養指数	%	%		2015. 10. 1	国勢調査
昼間人口比率	%	%		2015. 10. 1	国勢調査

統計量で比較

<p>① データのつながりと片寄りを中心点と基準線から片側か両側かを見る。</p> <p>② 傾向は、上昇と下降を見る。概ね3ヵ月以上の連続性を確認する。</p> <p>③ 振幅は、標準偏差幅を見る。2標準偏差以上を確認する。</p> <p>④ 周期は、上がり、下がり、の繰り返しを見る。周期の確認により見通しが立てる。</p> <p>データから平均値などの統計量を計算し、確認し、当該地域の位置を知る。</p> <p>① 平均(点)は、総合、項目別に見る。</p> <p>② 分散(ばらつき)は総合、項目別に見る。</p> <p>③ 中央値(メジアン): データを大きさの順に並べたとき、その中央にくる数値を見る。</p> <p>④ 最頻値(モード): いくつかの級分けしたデータで最も度数が多かった階級の数値</p> <p>⑤ 変動係数(=標準偏差(S)/平均値(m)) 変動係数が大きいほど格差は大きいため、係数を見ることにより格差の変化を確認する。</p>
--

グループ別で比較 m(平均)、S(標準偏差)

<p>① 偏差値による5段階区分</p> <p>I 上 $m + 1.50S$ 以上</p> <p>II やや上 $(m + 0.50S) \sim (m + 1.49S)$</p> <p>III 中 $(m - 0.49S) \sim (m + 0.49S)$</p> <p>IV やや下 $(m - 1.49S) \sim (m - 0.50S)$</p> <p>V 下 $(m - 1.50S)$ 以下</p> <p>② 五分位階級区分(各区分に属する度数が20%)</p> <p>I 上 $m + 0.85S$ 以上</p> <p>II やや上 $(m + 0.25S) \sim (m + 0.84S)$</p> <p>III 中 $(m - 0.25S) \sim (m + 0.25S)$</p> <p>IV やや下 $(m - 0.84S) \sim (m - 0.25S)$</p> <p>V 下 $(m - 0.85S)$ 以下</p>
--

(3) 小地域統計の整備と課題

①小地域統計の現状

小地域においては、特定施設設置やプロジェクト実施により不規則な変動が生じやすいため、過去のトレンド延長では誤差が大きい。将来予測でよく用いられる同じ傾向が続くという仮定は、長期間連続して継続しない場合が多く、誤差集積による拡大が考えられるためデータを利用する場合は注意が必要である。

将来予測推計では前提条件を複数与えて推計することが多い。個々のケースに応じて、種々の仮定や前提条件の設定が必要であるが、これには分析者の施策目的に応じた政策的

判断が要求される。地域統計指標作成の問題点として統計データの作成に当たり恣意性排除と信頼性確保が必要である。数値データが反映しにくい定性的評価だけでは、一部のニーズや意見に対する隔たり、調査項目以外のその他の情報が介入する余地が大きいため、定量的・客観的な情報を提供し、統計的手法の透明性も確保する必要がある。統計指標採用の条件としてその指標が見てわかりやすいこと、データは原則毎年把握できること、出典根拠が明らかである、データ把握に過度のコスト、時間をかけなくてもよいもの、行政目標として有益で実現可能な目標であるものである。

産業別の地域分析では、市町村など対象地域が小さくなればなるほど事業所数以外の数値が得られない場合が多いため、小規模な市町では秘匿処理データの処理をしなければならない場合があり、これは統計表上では「X」で表記される。これは、その数値の該当事業所数が1または2の事業所であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあることから集計データは秘匿される。なお、事業所数が3以上の事業所に関する数値でも、前後の関係から秘匿した数値が判明する場合は秘匿される。そのため、小地域におけるデータ比較時には、利用する場合は関連指標によりデータを新たに推計する必要がある。秘匿値を含む一部のメッシュでデータでは、データ利用のため、推計値を加工して作成する必要がある。

国が実施する大規模統計の多くは、これは市区町単位で予算や行政執行などを行うため、集計地域単位を市区町村単位で行っているが、平成の合併で広域化した市区町単位の集計では地域内の経済活動の実態は困難になっている。たとえば、合併後の市域を見ると、兵庫県豊岡市は、都市的地域もあれば、沿海部の漁村や内陸の中山間過疎地域もあり、行政上の市区町単位が必ずしも実質的地域とはいえなくなっている。合併後の市区町単位であれば地域の経済構造をとらえることは困難となっている。

また、メッシュデータ作成の方式は、世界測地系と日本測地系のデータがあり、長期時系列データを扱う場合、注意が必要である。この2つの測地系の違いの把握、実数の変化や比率の変化など比較分析する場合、異なる測地系データを接続する場合の基準値の補正などデータ補正の方法を検討する必要がある。

③ 地域政策への統計利用

人口減少など社会潮流の変化に対応した政策立案や政策評価等への各種統計データの効果的な活用を促進するため、その指標となるデータの作成、加工を行っているが、政策統計として活用するためには、統計データが迅速、継続的に追求でき、エビデンスの役割が求められている。格差や分布の状態を明らかにすることにより、表面にあらわれてこなかった事実を新たに発見することができる。データの分析を通じてデータに基づかない印象論による現状分析から、データに基づく実証へとつなげることができるのである。データ作成のメリットとしては、データに基づく分析により問題を把握し、提案事業の存在意義につなげることができる。さらに、データからいくつかの指標を作成することにより問題の構造分析や特性要因構造分析が可能となる。これらの客観的なデータをもとに問題の認識から政策課題の設定や解決すべき課題を抽出することができる統計表や指標の整備によりデータの活用を進めることが必要である。さらに、データを整理し地域経済の特徴や傾向を発見することが経済統計に求められているが、限られたデータによる速報値の精度の限界を念頭に置きながらデータを利用することにより、政策立案の基礎資料や政策効果の検証用資料としての利用が期待される。メッシュデータの利用についてまとめたものが次表である。小地域別にデータを比較することにより、時系列比較をすることにより地域特性の把握や特定の地域への集中度や特化度などを項目別の分布パターンや時系列的傾向であるトレンドを明らかにすることができる。

表 小地域統計データの利用

項 目	利 用 項 目	利 用 例	資 料
人口・世帯	男女別、年代別地域分布状況	年代別地域集中度把握	総務省「国勢調査」
事業所・従業者数	従業者規模別地域分布状況	業種別地域集中度把握	総務省「事業所・企業統計」、「経済センサス」
年間販売額	地域別分布状況	地域商業販売規模把握	経済産業省「商業統計」
製造品出荷額等	地域別分布状況	地域工業生産規模把握	経済産業省「工業統計」

(参考文献)

総務省統計局「平成 27 年国勢調査 調査結果の利用案内－ユーザーズガイド－」

URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g.htm>

(財)統計情報研究開発センター・(財)日本統計協会編(2005)「市区町村人口の長期系列」、
(財)日本統計協会。

(独)労働政策研究・研修機構(2019)「ユースフル労働統計 労働統計加工指標集 2019」、
(独)労働政策研究・研修機構。

小地域統計による実証分析特集(芦谷恒憲「小地域統計作成の意義と課題」ほか)(2010)
『国民経済雑誌』第 201 巻第 1 号、神戸大学経済経営学会。

神戸大学地域経済統計研究会(2009・2010)「まちづくりに新発想－小地域統計の活かし方
－vol.1・vol2」、神戸大学経済経営研究所。

URL: <http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/project/keizai-tokei/index-j.html> 参照
e-stat 地図で見る統計(j-stat マップ)

URL : <https://www.e-stat.go.jp/gis>